

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県小田原市曾比1881番地  
氏名 宝栄産業株式会社  
代表取締役 佐藤 啓二  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条の4第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である  
第14条の5第1項  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日 令和 8年 1月23日  
許可の有効年月日 令和13年 1月22日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

(裏面に続く)

( 裏 面 )

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8年 1月23日（当 初 許 可）

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無